

平成 27 年（不）第 1 号事件

平 27. 2. 16 受付
繰 越

申 立 人 X 組 合

被申立人 Y 法人

請求する救済の内容

- 1 支配介入の解消
- 2 誠実団交の実施
- 3 謝罪文の掲示

申立人主張の要旨

被申立人が行った次の各行為は労働組合法第 7 条第 2 号及び同条第 3 号に規定する不当労働行為に該当する。

- 1 平成 26 年 2 月 17 日に X 組合執行委員長 A に行った配置転換命令にかかる一連の行為。
- 2 団体交渉における申立人の要求に対する被申立人の不誠実な対応。

審 査 経 過

申立人の主張等を整理したうえで被申立人に答弁書等の提出を求めることとし、平成 27 年度に繰り越した。